

第 1 0 2 回 宝塚市建築審査会議事録

日 時 平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日 (金) 午後 2 時 0 0 分から

場 所 宝塚市上下水道局 3 階 第一会議室

出席委員 加 藤 会 長
櫻 井 委 員
新 熊 委 員
正 木 委 員
徳尾野 委 員
野 原 委 員
古 村 委 員

事務局 濱 田 都 市 整 備 室 長
安 井 建 築 指 導 課 長
坂 本 建 築 指 導 課 係 長
村 田 建 築 指 導 課 係 長
江 田 建 築 指 導 課 職 員
吉 原 建 築 指 導 課 職 員

事務局 本日は、7名の委員の御出席をいただいております。宝塚市建築審査会条例第5条の規定により、過半数の委員の出席がございますので、本日の審査会は成立していることをご報告申し上げます。これより議事進行は加藤会長にお願いいたします。

会長 それでは、第102回宝塚市建築審査会を開催いたします。今回の建築審査会議事録への署名委員は、新熊委員と私、加藤となります。よろしくお願いいたします。

《 議題1 第一種中高層住居専用地域内において日影による高さの限度を超える学校にエレベーター棟等を増築する件 》

会長 議題1「第一種中高層住居専用地域内において日影による高さの限度を超える学校にエレベーター棟等を増築する件」について、事務局から説明願います。

事務局 担当者より説明させていただきます。

《担当者より説明》

会長 ただいまの説明に対し、ご質問はございますか。

委員 エレベーターの設置は今回が初めてですか。また、エレベーターで上に昇れば他の校舎棟への水平移動は可能ですか。

事務局 今回が初めての設置です。また、渡り廊下を利用することで他の校舎棟への水平移動は可能です。

委員 法不適合となる日影の部分は、市街化調整区域内ですが、今後線引きの変更がされ市街化区域となることはありますか。

事務局 予定はありません。

委員 平均地盤高さが下がることにより、日影検討上の不適合な影が増大しても許可することは可能ですか。

事務局 周囲の居住環境を害する恐れがないと認められれば、許可することは可能かと考えています。

会長 それでは、議案第1号「第一種中高層住居専用地域内において日影による高さの限度を超える学校にエレベーター棟等を増築する件」について、同意することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

会長 それでは、本案について当建築審査会は同意いたします。

《 議題2 法第43条第1項ただし書き包括同意許可報告について 》

委員 それでは議題2の法第43条第1項ただし書き包括同意許可報告について、事務局から報告願います。

事務局 担当者より報告させていただきます。

《担当者より報告》

会長 ただいまの報告に対し、ご質問ありますか。

委員 通路の幅員がかなり狭いが、消防車両等が通れないことに対しては許可条件のなかで考慮されないのですか。

事務局 既存住宅の建替えという条件のもとに、準耐火構造や耐火構造とすること、また敷地から一旦避難ができるように敷地前面に一定の空間を確保することが同意基準になっており、避難上の安全性を考慮しています。

《 議題3 その他 》

会長 それでは議題3その他について、第47回兵庫県内建築審査会長会議について事務局より報告をお願いします。

事務局 《事務局より報告》

- ・ 審査請求事例の紹介
- ・ 建築基準法第43条ただし書き許可について、兵庫県内の特定行政庁における許可基準の比較検証について中間報告
- ・ 建築基準法第48条ただし書き許可に係る事例紹介

会長 続きまして、札幌市にて開催されました全国建築審査会長会議について櫻井委員より報告をお願いいたします。

委員 《櫻井委員より報告》

- ・ 審査会の年間報告と審査請求の事例紹介
- ・ テーマ「伝統建築物群をはじめとする歴史的建造物など地域資源の活用に向けた建築審査会の役割」と題し、建築審査会が果たすべき役割や事例について

会長 ただいまの報告に対し、ご質問ございますか。

ないようなので、以上をもちまして第102回建築審査会閉会といたします。